第九条第三号ニ中「素子」を「要素素子」に改め、同号ニ（一）1中「（ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。）」を削り、一及び二を次のように改める。

一　要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

ロ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

二　要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

ロ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

第九条第三号ニ（一）1四中「該当するもの」の下に「（ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、要素素子の数が三二以下のものを除く。）」を加え、同号ニ（一）1に次のように加える。

六　要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のイ及びロに該当するもの

イ　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、七六〇ナノメートルを超える波長における最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

ロ　要素素子の数が三二を超えるもの

第九条第三号ニ（二）に次のように加える。

11　要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、要素素子の数が四、〇九六以下のもの

12　要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、一方向の最大の要素素子の数が四、〇九六以下であり、かつ、すべての要素素子の数が二五〇、〇〇〇以下のもの

第九条第三号ホ中「素子」を「要素素子」に改め、（一）中「（ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。）」を削り、1及び2を次のように改める。

1　要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

二　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

2　要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

二　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

第九条第三号ホ（一）4中「該当するもの」の下に「（ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、要素素子の数が三二以下のものを除く。）」を加え、同号ホ（一）に次のように加える。

6　要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次の一及び二に該当するもの

一　電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、七六〇ナノメートルを超える波長における最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

二　要素素子の数が三二を超えるもの

第九条第五号イ（二）中「第三号ホ」の下に「又は同号ヘ」を加え、同号イに次のように加える。

（三）　第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器

第九条第八号イ（二）「第三号ホ」の下に「又は同号ヘ」を加え、同号イに次のように加える。

（三）　第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの

第十条第一号イ（二）中「いずれかに」を「1及び2」に改め、同条第二号中「ドリフトレート」を「バイアス」に改め、同条第三号及び三号の二中「姿勢検知」を「航行、姿勢検知」に改め、同条第三の三号中「進行方向」を削り、「慣性装置」を「慣性計測装置」に改め、同号イを次のように改める。

イ　機首（船首）方向又は真北方向を示す誤差の実効値が〇・〇七度を測定地点の緯度の余弦で除したもの以下又は緯度四十五度の地点において六分以下のもの（慣性装置を含むセオドライトであって、民生用途のために設計したものを除く。）

第十二条第十号の二イ（一）中「飛行制御能力」を「飛行制御」に改め、同号ロに次のように加える。

（四）　無人航空機を一五、二四〇メートルの高度を超えて飛行させることができるように設計又は改造された空気吸入式のレシプロエンジン又は内燃式のロータリーエンジン

第十三条に次のように加える。

9　輸出令別表第一の一四の項（十）の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

一　遠隔操作が可能な車両であるもの

二　投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの

第十四条第六号ロ中（六）を次のように改める。

（六）　削　除

第十四条第七号中「（ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。）」を削る。

第十九条第五号中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第二十一条第二項十四号を次のように改める。

十四　伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）であって、スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）の設計に係るもの

第二十五条第三項第二号ハ中「ガス流路温度」を「ガス流路よどみ点温度（定常状態において海水面から離陸する場合の温度をいう。以下本号において同じ。）」に改め、同号二中「ガス流路よどみ点温度」を「ガス流路よどみ点温度」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○経済産業省令第四十七号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二十三条第二項の規定に基づき、家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令

1　家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づく指示、同条第二項の規定に基づく通知、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査、法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収及び同条第五項の規定に基づく通知（同条第一項の規定に基づく報告の徴収に係るものに限る。）に関する経済産業大臣の権限であって、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）又は表示業者でその主たる事務所並びに工場、事業場及び店舗が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものに関するものは、当該経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。